

支給対象分野

以下の分野に該当する場合は支給対象となります。

日本標準産業分類

大分類A → 中分類02－林業

大分類D－建設業 このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの

大分類E－製造業 このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの
このうち、環境や健康分野に関する事業を行う事業所との取引関係があるもの

大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33－電気業

大分類G－情報通信業

大分類H－運輸業・郵便業

大分類L → 中分類71－
学術・開発研究機関 このうち、環境や健康分野に関する技術開発を行っているもの

大分類N → 中分類80 → 小分類804－スポーツ施設提供業 例)フィットネスクラブ

大分類O → 中分類82 → 小分類824 → 細分類8246－スポーツ・健康教授業 例)スイミングスクール

大分類P－医療、福祉

大分類R → 中分類88－廃棄物処理業 例)ごみ処分業

その他(上記以外) このうち、環境や健康分野に関する事業を行っているもの 例)エコファンド

※ 支給対象分野に該当するかどうか不明な場合は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

【支給対象事業主の要件】

1. 健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること
2. 1の事業に、申請前5年以内（職業訓練計画を含む）に雇い入れた、または異分野から配置転換した従業員を雇用していること
3. 2の労働者に対して職業訓練計画を作成し、労働局長の認定を受けること ほか

受給手続き

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出

労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定

職業訓練計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、2カ月以内にハローワークに支給申請し、受給

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1カ月前までに申請してください。



詳細については、
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。